

令和7年5月

保護者のみなさまへ

深谷市教育委員会

就学援助制度（新規申請分）について

深谷市では、学用品費や給食費等の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。援助を希望されるかたは、下記のとおり手続をしてください。

記

1. 援助を受けることのできるかた

深谷市に住所があり、深谷市立小中学校に通う児童生徒のいる世帯で、経済的要件等に基づき教育委員会が認定するかた。

2. 申請手続き ⇒ 学校へ提出してください。

同一学校内に兄弟姉妹がいる場合は、1枚の申請書で申請できますが、小中学校に分かれて兄弟姉妹がいる場合には、申請書を分けて学校ごとに提出してください。

○必要書類

1) 就学援助費受給申請書

2) その他の必要書類

①児童扶養手当を受給しているかた ⇒ 児童扶養手当証書の写し

②令和7年1月2日以降に深谷市へ転入したかた

⇒前の住所地で発行する令和7年度所得証明書（所得額、控除額のわかるもの）
（世帯内で収入のあるかた全員分）

※①②以外の方は申請書のみの提出になります。

※市民税申告等がされていないことにより所得状況の確認ができない場合は、期間を指定して市民税申告書等の写しの提出を求めますが、指定された期限までに提出がない場合は、申請を却下します。

3. 認定要件

援助を受けることのできるかたは、以下の要件のいずれかに該当するかたです。

①児童扶養手当を受給中の場合

②住民票上同一世帯全員の所得額の合計が教育委員会の定める基準以下の場合

○所得額の目安について

審査に用いる所得は、前年1年間（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の住民票上同一世帯の者の年間所得金額（※）を合計した金額です。家族構成や年齢等により認定基準額が変わりますので目安としてお考え下さい。

例	家族構成	年間所得金額合計
2人家族	父又は母(38歳)、子(小3)	約180万円以下
3人家族	父(42歳)、母(38歳)、子(小3)	約240万円以下
4人家族	父(42歳)、母(38歳)、子(中1)、子(小3)	約305万円以下
5人家族	父(42歳)、母(38歳)、子(中1)、子(小3)、子(小2)	約365万円以下

※年間所得金額は、おおよそ以下の算出式の通りです。（給与所得のみの場合）

【給与所得控除後の金額】－（【社会保険料控除額】＋【生命保険料控除額】＋【地震保険料控除額】）

4. 審査結果の通知

審査は教育委員会が行い、結果（認定・不認定）を申請者へ通知します。
認定日は、原則、申請した月の翌月1日となります。

5. 主な援助内容（年額）

	小学校	中学校	支給方法	備考
学用品費	11,630 円	22,730 円	支給月に月割額を 指定口座へ振込	
通学用品費	2,270 円	2,270 円		
校外活動費 (宿泊なし)	1,600 円 (限度額)	2,310 円 (限度額)	学校からの報告審 査後、支給月に指 定口座へ振込	
校外活動費 (宿泊あり)	3,690 円 (限度額)	6,210 円 (限度額)		
修学旅行費	22,690 円 (限度額)	60,910 円 (限度額)		
P T A会費	3,450 円 (限度額)	4,260 円 (限度額)	3 月に指定口座に 振込	
給食費	実費	実費	毎月、学校の口座へ 振込	学校から学校給食費の徴 収がなくなります
オンライン学 習通信費	年額 15,000 円	年額 15,000 円	支給月に月割額を指 定口座へ振込	

◆支給月…6月(4～6月分)、9月(7～9月分)、12月(10～12月分)、3月(1～3月分)

※申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取り消し、支給済の援助費をお返しいただくことがあります。

問合せ先

市内各小中学校又は

教育総務課学校事務係（☎574－5811）